

2021 June

6

No.856

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 7月12日までに算定基礎届の提出をお願いします 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ ご存じですか? 出産に関する給付金 4
- ・ 出産育児一時金 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 求職者支援制度とは 7

・ 年金相談窓口開設等 8

・ 健康保険・厚生年金保険適用関係届書送付先について 8

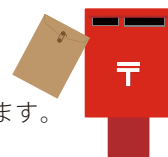
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についてのご相談は年金事務所へお問い合わせください。





7月12日までに算定基礎届の提出をお願いします。

※届出用紙は6月中旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。
(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」のご提出がない場合、厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる「標準報酬月額」の見直しができません。提出期間内(令和3年7月1日(木)～令和3年7月12日(月))に必ずご提出をお願いいたします。
- 令和3年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。
(6月中旬にお送りしております「算定基礎届」は令和3年5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、令和3年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)

※令和3年4月1日より「健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表」は廃止されました。

定時決定における保険者算定の基準

「保険者算定」とは、報酬月額を算定する際、通常の方法では算定が困難なときや、算定結果が被保険者にとって著しく不当になる場合に、厚生労働大臣(日本年金機構)が特別な算定方法によって報酬月額を算定することをいいます。保険者算定を行う具体的な例は、以下のケースがあった場合です。

- ①4、5、6月の3か月間に、3月分以前の給料を遅れて支給したときや、さかのぼって昇給を行い、数か月分の差額を一括して支給したときなど、通常支払うべき報酬以外の報酬を支払った場合
- ②4、5、6月のいずれかの月に、低額の休職給を支払った場合
- ③4、5、6月のいずれかの月に、ストライキによる賃金カットがあった場合
- ④「令和3年の4、5、6月の3か月間に支払った報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「令和2年7月から令和3年6月までの間に支払った報酬の月平均額から算出した標準報酬月額(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く)」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合。

※上記④の届出方法について

算定基礎届の⑮備考欄の『8. 年間平均』を○で囲み、次の書類(定められた様式があります)を添付してください。

・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)

・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)

- ⑤給与計算期間の途中(途中入社月)で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1か月分の給与が支払われない月がある場合

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市区町村
・本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合）	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者・・・農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生（20歳以上60歳未満）
- 第2号被保険者・・・厚生年金保険や共済組合に加入している人（原則65歳未満の人）
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）

◎保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

離職後、納付が困難な場合は、別途申請（失業による特例申請）をいただくことにより全額または一部免除を受けられる可能性があります。

※ 連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の臨時特例措置も設けられています。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和3年6月分保険料の納付期限は令和3年8月2日(月)です。

ご存じですか? 出産に関する給付金

支給対象となる出産は、妊娠85日(4か月)以降の早産、死産(流産)、人工妊娠中絶です。

出産手当金

被保険者が出産のために会社を休み、給料を受けられないときの生活保障として支給されます。

支給金額

休んだ期間について、給与の支払いがあってもその給与の日額が、出産手当金の日額より少ない場合は、出産手当金と給与の差額が支給されます。

1日あたりの支給金額

【支給開始日以前の12か月間の標準報酬月額を平均した額※】÷30日×2/3

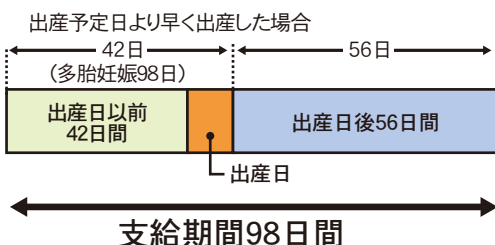
※支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合

- ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
② 30万円(全被保険者の標準報酬月額の平均額)
- ①と②を比較し、少ない方の額を使用して計算します。

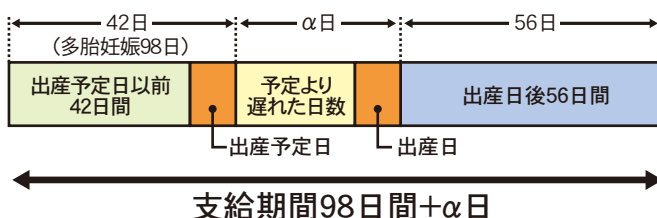
支給期間

出産日(出産が予定日より遅れた場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間で支給要件を満たしている期間について支給されます。

■ 出産予定日に出産した場合



■ 出産予定日より遅れて出産した場合



申請方法

出産手当金支給申請書に必要事項を記入し、以下の2点の証明を受けて協会けんぽ佐賀支部に郵送してください。

- 会社を休んだ期間についての事業主の証明
- 出産に関する医師・助産師の証明



出産手当金の申請において 以下の書類は **添付不要** です

→ 賃金台帳(写)

出勤簿(写)

出産手当金

出産育児一時金

被保険者または被扶養者が出産したときの費用の補助として支給されます。

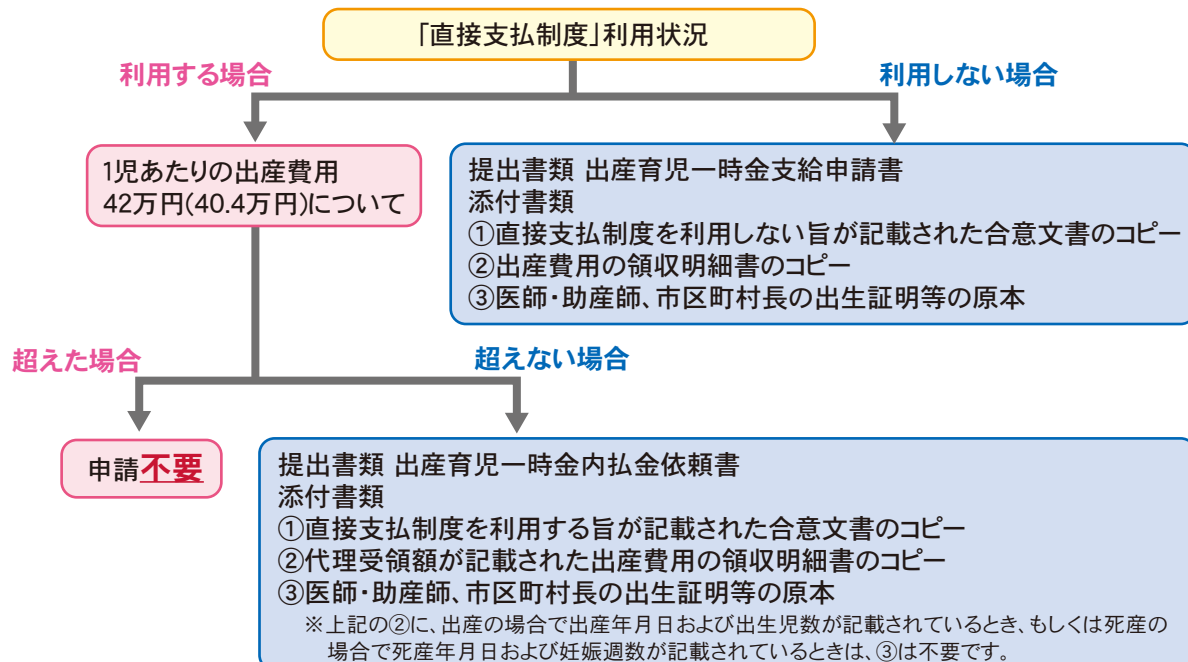
支給金額

	産科医療補償制度に	
	加入	未加入
妊娠22週以降の出産	1児につき42万円	1児につき
妊娠22週未満の出産	1児につき40.4万円	40.4万円

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とご家族の経済的負担を補償することを目的とした制度です。

協会けんぽへの申請について

直接支払制度の利用状況や、出産費用によって申請方法等が異なります。



申請書は、
協会けんぽホームページ
からダウンロードできます。

こちらから該当の
申請書をお選び
ください。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。
～すべての申請は郵送にてお手続きいただけます。～



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和
3
年度

社会保険事務講習会のご案内

『算定基礎届、法改正等に関する講習会』

社会保険の算定基礎届や法改正等について学びます。

『健康保険の給付に関する講習会』

健康保険の給付等について学びます。

地 区	日 時	会 場	地 区	日 時	会 場
武雄会場	令和3年6月14日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	令和3年7月14日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	令和3年6月16日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	唐津会場	令和3年7月15日(木)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和3年6月17日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	令和3年7月16日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	令和3年6月23日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	令和3年7月29日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和2年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『算定基礎届、法改正等に関する講習会』 (武雄 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 令和 年 月 日 ()	『健康保険の給付に関する講習会』 (鳥栖 ・ 唐津 ・ 武雄 ・ 佐賀) 会場 令和 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
	事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

ご存じですか？

再就職や転職を目指す方へ

月10万円の給付金＋無料の職業訓練

ハローワーク 求職者支援制度

求職者支援制度とは？

※ 月10万円の給付金を受け取りながら、無料の職業訓練を受講できる制度です。訓練中からハローワークが就職を支援します。

月10万円
給付金

- 雇用保険を受給できない離職者、
- 収入が一定額以下の在職者の方などに、**10万円を支給**

+

無料の
職業訓練

- 交通費も支給されます。
- かかる費用はテキスト代のみ **訓練費用は無料**

+

就職
サポート

- 訓練開始前から、訓練中、訓練終了後まで
- ハローワークが、**就職活動を丁寧にサポート**

主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者

雇用保険の適用がなかった離職者の方
フリーランス・自営業を廃業した方
雇用保険の受給が終了した方など

在職者

一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者

親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など
（親と同居している学卒未就職の方など）

在職者

働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

主な訓練コース

※ 多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と特定の職種に必要な実践的能力を習得するための「実践コース」があります。

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

※ 地域によって実施がない訓練コースもありますので、コースの詳細はハローワークでご確認ください



求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています。まずは、最寄りのハローワークにご相談ください ▶ハローワークの所在地・連絡先はこちら



【制度の詳細】



令和3年7月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 年金事務所 延長相談 19時まで	6 鹿島市役所 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12 年金事務所 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 年金事務所 延長相談 19時まで	20 鹿島市役所 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23	24
25	26 年金事務所 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	
有田町役場		

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先

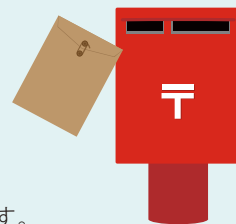
日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55
A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。



あなたは普段財布の中に現金をいくら入れていますか？ポイントカード、プリペイドカード、クレジットカード、これらがあればとりあえずは現金の必要はないけれど、停電、残高不足、期限切れのときはアウト。最近は災害も多発しているので安心のためにはいくらかの現金は手元に置いておく必要があると思うのですが、では、何円くらいが妥当なのか悩ましい。

先日、減多に行かないコンビニでのごと、現金で支払おうと店員さんに差し出したところ「横の器械に入れてください」。トホホ・・・。

支払方法も日進月歩を痛感しました。(山)